

# RAID バッテリ交換オプションパック ご利用にあたって

このたびは日本電気株式会社(以下NECといいます)のパッケージ製品「RAID バッテリ交換オプションパック」(以下本パックといいます)をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には RAID バッテリ交換オプションパックにて提供されるサービス(以下本サービスといいます)の内容、条件、および本サービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

本書の内容に同意できることをご確認のうえ、ご登録ください。

同意できない場合には、本パックをお買い上げ後14日以内に領収書その他の購入を証するものを添えてお買い上げいただいたご購入元にご返却下さい。申込があった翌月末日までに代金を返金いたします。

本パックの対象として登録できる製品は、Express5800 シリーズサーバ用の純正オプションとして当社が発売した RAID コントローラ用の増設バッテリーのうち、日本国内に設置されたものであって、お客様が所有する Express5800 シリーズサーバのサポートパック(ExpressSupportPack/PlatformSupportPack)において当該サーバに内蔵されたオプション機器として登録されたものに限られます。

本パック1つにつき登録できる製品の台数は、1台とします。

本パックの登録後は、本サービスのご利用を中止された場合であっても、お支払済の本パックの代金は返金いたしかねますので、ご了承願います。

# 目 次

第1章 RAID バッテリ交換オプションパックとは .....	1
1. 対象機器	
2. サービス内容	
3. 本サービスの対応日数時間帯	
4. 本サービスの提供期間	
5. 注意事項	
第2章 登録 .....	2
1. 登録の手順	
2. 機器管理ラベル	
第3章 サービスの内容および条件 .....	6
1. 本サービスの範囲	
2. 除外作業	
3. 再委託	
4. 作業時間帯	
5. お客様の負担する費用	
6. 設置場所への立入等	
7. 交換部品の所有権	
8. 設置場所の整備	
9. 秘密保持	
10. 反社会的勢力との取引排除	
11. 本サービスの提供の中止	
12. 免責事項	
13. 損害賠償	
14. 準拠法および合意管轄	
15. 本サービスの利用中止	
16. 権利義務譲渡の禁止	
17. 本サービス終了後の措置	
18. お客様作業	

## 第1章 RAID バッテリー交換オプションパックとは

RAID バッテリー交換オプションパックとは、NEC製 Express5800 シリーズ用 RAID コントローラ用の純正増設バッテリーを対象とした RAID バッテリー交換サービス(以下本サービスといいます)のパッケージ製品です。本書に定める条件に従ってご登録いただくことにより、本サービスをご利用頂くことができます。

### 1. 対象製品

第2章に記載された登録手続きに基づき登録された製品を、本サービスの対象製品とします。

### 2. サービス内容

本サービスは、本パッケージ製品の有効期間中、対象の増設バッテリー(以下バッテリーといいます)を、都度の費用負担なしに交換するサービスです。

#### ① 定期交換

対象製品の保証書に記載されたご購入日から2.5年毎(以下交換周期といいます)に、本サービスの登録時に申請頂いたお客様(ご登録者)の電子メールアドレスに対し、バッテリー交換のお知らせに関する電子メールを送付します。その後、お客様よりバッテリーの交換を希望する旨のご連絡を頂いた場合、お客様と協議のうえ別途定める日時にて、バッテリー交換を実施します。

#### ② 寿命交換

交換周期に関わらず、対象製品の管理ソフトのイベントログ等によりバッテリーの寿命を知らせる通知(以下寿命通知といいます)が表示され、かつお客様よりバッテリー交換を希望する旨のご連絡を頂いた場合、お客様と協議のうえ別途定める日時にて、バッテリー交換を実施します。

### 3. 本サービスの対応日数時間帯

本サービスの対応日数時間は、対象製品をオプション機器として登録している Express5800 シリーズサーバのサポートパック(ExpressSupportPack/PlatformSupportPack) に基づくサービスの対応日数時間帯に準ずるものとします。

### 4. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、対象製品をオプション機器として登録している Express5800 シリーズサーバのサポートパック(ExpressSupportPack/PlatformSupportPack) に基づくサービスの提供期間に準ずるものとします。

### 5. 注意事項

登録手続きはバッテリーを搭載した Express5800 シリーズサーバのサポートパック登録と同時に行ってください。別々に登録した場合、バッテリーを搭載した Express5800 シリーズサーバの登録内容について確認させて頂く場合があります。本サービスの登録時に有効かつお客様が定期的に確認可能な電子メールアドレスが申請されていない場合、バッテリー交換のお知らせに関する電子メールをご確認頂くことができない場合がありますので、ご注意ください。本サービスの登録後に電子メールアドレスの変更・申請を行う場合、対象製品のサポート窓口までご連絡願います。

## 第2章 登録

本サービスをご利用いただくには、第1章および第3章の内容に同意されたうえで、本パッケージ製品ご購入日(検収日)から30日以内に、本章1.に定める方法にてNECへ本サービスを利用する為に必要となるお客様の情報(以下お客様情報といいます)ならびに対象製品およびその設置場所等に関する情報(以下対象製品情報といいます)を登録申請いただく必要があります。登録手続きはバッテリーを搭載したExpress5800 シリーズサーバのサポートパック登録と同時に行ってください。別々に登録した場合、バッテリーを搭載したExpress5800 シリーズサーバの登録内容について確認させて頂く場合があります。

お客様情報を登録いただく方法は二つあります。

1. インターネットによる登録【推奨】
2. ExpressSupportPack に同梱されているお客様登録カードによる登録

NECは、お客様から受領したお客様情報および対象製品情報を登録後、お客様に「登録完了のお知らせ」を送付します。

「登録完了のお知らせ」の内容

- ・ご案内書類(本サービスの提供開始日の通知)
- ・機器管理ラベル

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対し ExpressSupportPack に基づく本サービスを行うことを承諾した証とします。

NECは、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECがお客様から本登録を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様に通知するものとします。

その場合、NECが承諾拒絶の通知を行ってから30日以内に、お客様が ExpressSupportPack をお買い上げいただいたご購入元に承諾拒絶の通知と領収書その他の購入を証するものをご持参いただければ、引き換えに代金を返金いたします。

なお、実際のサービスを受けられる際には、「登録完了のお知らせ」に同梱される「機器管理ラベル」に記載の「機器管理番号」をサービスの受付窓口にご連絡いただくことが必要となります。

### ※ご注意

ご提供いただいた個人情報は、サポートパックのサービスの提供及び新規登録・登録内容の確認／変更における処理・メール配信・郵送、およびより良い商品・サービス開発のための調査・分析などに利用するものとし、それ以外の目的には利用いたしません。本サービスをご提供させていただくにあたり、当社が業務契約を締結している会社に当該業務の全部または一部を委託することがあります。その場合は、個人情報保護を義務付けるための契約を締結したうえで個人情報を預託し、必要かつ適切な管理・監督を行ないます。なお、本サービスをより適切にご提供させていただくために、当社または業務委託先の担当者から確認・質問等のご連絡をさせていただく場合があります。本サービスにおける個人情報の取扱いに関するお問合せ、およびご提供いただいた個人情報の確認・訂正などを希望される場合は、以下の窓口までご連絡ください。

ご連絡先: サポートパック登録受付センター

e-mail: supportpack@support.jp.nec.com

電話番号: 03-3454-6818

受付時間 9:00～17:00 月～金(国民の祝日に関する法律に定める休日およびNEC所定の休業日は除く)

当該個人情報の取扱責任者については、同梱の別紙「はじめにお読みください」に記載してありますので、そちらをご確認ください。

## 1. 登録の手順

ExpressSupportPack ご購入日から30日以内に下記のどちらかの方法によりNECへの登録をしてください。インターネットでの登録またはお客様登録カードが返送されNECでの登録が完了しなければ、ExpressSupportPack に基づく本サービスの提供は開始されません。  
万一当該期間内に登録をされなかった場合、お客様は、本サービスを受けられないことがあります。

### 1.1 インターネットによる登録

(1) 下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録をしてください。

<http://supportpack.nec.co.jp>

(2) インターネットによる登録をされた場合は、「ExpressSupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

【インターネットによる登録時、事前にご準備頂く情報】（●の項目は必須項目です）

画面	必要情報	
ログイン画面	既にサポートパック登録 WEB ご利用IDをお持ちの方	●ご利用ID(E-Mail アドレス) ●パスワード
	初めてインターネットによる登録を行う方	●ご利用ID(E-Mail アドレス) ●パスワード ●法人・団体名 ●お名前 ●電話番号 ●秘密の質問(画面上での選択になります) ●秘密の質問の答え
お客様情報登録画面	登録する機器の台数	●数量
	登録者 (登録者宛に「登録完了のお知らせ」を送付)	●法人・団体名 ●ご住所 ・ご所属 ●お名前 ●電話番号 ●E-Mail アドレス(バッテリー交換の案内メール送付先)
対象機器の登録画面	製品シリアル No.	●サポートパックのお客様登録カードに記載されている製品シリアル番号 ・商品名 ・サポートパック型番 ・サービス期間 ・対応日時 ・対応曜日(画面上での選択になります)
	機器情報	保証書に記載されている ・モデル名 ●型名 ●製造番号 ●ご購入年月日
	設置場所(対象機器の設置場所) ※修理でお伺いする際の住所となりますので、番地・ビル名まで正確に入力して下さい	●法人、団体名 ●ご住所 ・ご所属 ●お名前 ●電話番号
	オプション機器	本パッケージでは登録不要です。
	エクスプレス通報サービス	●「通報サービスを申し込まない」を選択

1.2 お客様登録カードによる登録

- (1) お客様登録カードに必要事項を記入し、写しを作成してください。
- (2) 対象機器の保証書の写しを作成してください。
- (3) お客様登録カード、(2)の保証書の写しを、下記NEC窓口宛に返送してください。お客様登録カードの写しは対象機器の保証書と共に保管願います。

〒169-0072  
 東京都新宿区大久保一丁目 3-21 新宿TXビル6F  
 サポートパック登録受付センター行

(ご注意)

保証書には、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

【製品保証書イメージ】

**NEC**  
Express5800保証書

お客様用(出張修理)

この保証書は別紙「保証規定」に記載の内容で無償保証をお約束するものです。  
 下記保証期間中、故障が発生した場合、本書をご提示の上、お買い上げの販売店または当社指定のサービス窓口にご相談ください。

型名 および 製造機種	N8100-xxxxY	JPNxxxxxxx
	N810x-xxxx	xxxxxxx
	N810x-xxxx	xxxxxxx
	N810x-xxxx	xxxxxxx
	N8103-xxx	xxxxxxx
	N8103-xxx	xxxxxxx
保証期間※	ご購入日から6ヶ月間	

※ご購入日が記載されている場合またはご購入日が明記された書類(納品書、領収書等)をこの保証書に添付された場合はご購入日から保証期間中、別紙「保証規定」の内容に従い無償保証いたします。

※印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ず記入の有無をご確認ください。  
 もし、記入がない場合にはご購入のお買い上げの販売店にお申し出ください。本書は、再発行致しませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

*販売店	住所・店名・TEL
*ご購入日	年 月 日

日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号  
〒108-8001 TEL(03)3454-1111

サーバ本体  
製品型名、製造番号

増設バッテリー  
製造番号

増設バッテリー  
製品型名

ご購入元、または  
NECの捺印

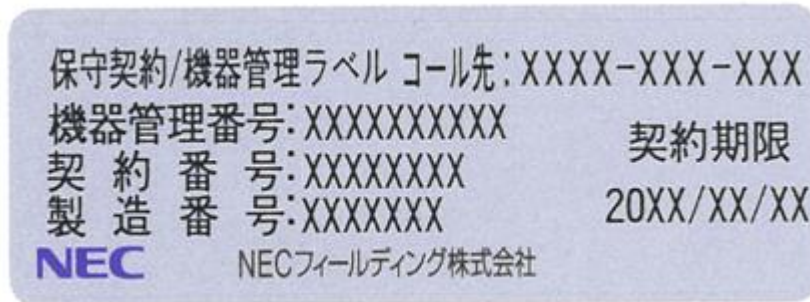
※ 増設バッテリーの製品型名、製造番号の記載位置についてはサーバ本体への組込み機器の数により異なります。

## 2. 機器管理ラベル

対象機器の管理番号および本サービスの受付窓口の連絡先を記載したラベルです。ラベルが貼り付けられた機器が、本サービスの対象であることを証明するものです。対象機器を内蔵したサーバ本体のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようにご注意ください。

対象機器にラベルが貼り付けられてない場合、および登録内容が実際の状況と相違ある場合にはお客様は本サービスを受けられない場合がございます。

### 【機器管理ラベルイメージ】



### 第3章 サービスの内容および条件

NECは、以下に定める条件で、本サービスを提供するものとします。

万一 RAID バッテリ交換オプションパックをご購入いただいたお客様と本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客様の責任において本書の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、およびNECが本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、NECは本サービスを提供するものとします。

#### 1. 本サービスの範囲

本サービスは、バッテリーを、都度の費用負担なしに交換するサービスであり、その詳細は次の各号に定めるとおりとします。

##### (1) 定期交換

対象製品の保証開始日から交換周期毎に、申請頂いたお客様の電子メールアドレスに対し、バッテリー交換のお知らせに関する電子メールを送付します。その後、お客様よりバッテリーの交換を希望する旨のご連絡を頂いた場合、双方協議のうえ別途定める日時にて、バッテリー交換を実施します。同一の対象製品につき過去2.5年間にバッテリー交換（定期交換・寿命交換を問わない）を実施している場合は、原則、最後にバッテリー交換を実施した日の2.5年後以降で設定するものとします。

##### (2) 寿命交換

交換周期に関わらず、寿命通知が表示され、かつお客様よりバッテリー交換を希望する旨のご連絡を頂いた場合、双方協議のうえ別途定める日時にて、バッテリー交換を実施します。

#### 2. 除外作業

次の各号に定める作業については、本サービスに含まれないものとします。

- (1) 交換周期到来前かつ寿命通知が表示される前の、お客様の要望によるバッテリー交換
- (2) その他本サービスにおいて明示的に定めのない全ての作業

#### 3. 再委託

NECは、自己の費用と責任において、本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者（以下「委託業者」といいます。）に委託することができるものとします。また、当該委託先がその受託した業務を第三者に再々委託する必要があることをお客様は予め承諾するものとします。

#### 4. 作業時間帯

NECが本サービスにかかる作業を実施する対応日数時間帯（以下「保守作業時間帯」といいます。）は、対象製品に適用された ExpressSupportPack の保守作業時間と同じとします。

#### 5. お客様の負担する費用

本サービスに要する費用のうち次に定めるものについては、お客様の負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費（ただし、NECからお客様への通信に要する費用を除きます。）
- (3) 本サービスを行うためにNECの技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

#### 6. 設置場所への立入等

お客様は、本サービスの提供を行うためにNECの技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスにかかる作業を行うために必要となる作業場所および消耗品を無償で提供するものとします。

#### 7. 交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換されたバッテリーの所有権は、全てNECに帰属するものとします。



## 8. 設置場所の整備

お客様は、対象機器の設置場所において、対象機器に添付されたマニュアル等に記載されている対象機器設置環境条件を常に整備、維持するものとします。NECは機器設置環境がバッテリーの寿命を著しく低下させていると判断した場合には環境改善を要請できるものとし、お客様は改善に努めるものとします。

## 9. 秘密保持

- 9.1 お客様およびNECは、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスの履行に関連して相手方から開示を受ける情報であって、次の各号の一に該当する情報(以下秘密情報といいます)を、受領後3年間(個別の秘密情報の性質に鑑み、お客様およびNECが協議のうえ書面にて合意した場合は、当該書面に記載された期間とします)、第三者に開示または漏洩しないものとします。なお、お客様およびNECは、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、①相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該政府機関等に対し相手方の秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。
- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報
  - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後14日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
- 9.2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
- (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
  - (3) 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
  - (4) 被開示者が独自に開発した情報
- 9.3 第1項の規定にかかわらず、NECは、本サービスの履行に合理的に必要な範囲内で、前条(再委託)に従い業務を再委託した第三者に対し、お客様の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、NECは、当該第三者に秘密保持義務を課すものとします。

## 10. 反社会的勢力との取引排除

- 10.1 お客様は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下反社会的勢力と総称します)であること。前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。
  - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること。
  - (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること。
  - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること。
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、NECに対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- 10.2 NECは、お客様が前項の確約に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明した場合、お客様に対し何らの催告をすることなく、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- 10.3 NECは、お客様が本章 10.1 各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、お客様は、当該調査に協力します。

## 11. 本サービスの提供の中止

- 11.1 NECは、お客様が本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をなした後も、なおその期間内にこれを履行しない場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。
- 11.2 NECは、お客様が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- (1) 本章 10 の規定に違反したとき
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
  - (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
  - (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき
  - (5) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- 11.3 お客様は、自己が前項各号の一に該当する場合、NECに対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、NECの債務が履行されたか否かにかかわらず、直ちにこれを弁済するものとします。
- 11.4 バッテリー生産元の倒産、その他諸事情により、バッテリーの供給が困難となった場合。本号に該当する場合、残期間分の費用を返金するものとします。

## 12. 免責事項

以下の事項に関しては、理由の如何を問わず、NECは一切の責任を負わないものとします。

- (1) お客様または第三者により変更、修正または改造がなされた対象製品への本サービスの提供
- (2) お客様からバッテリー交換を希望する旨の連絡がない場合、またはお客様の都合によりバッテリー交換日時の協議が整わない場合、その他NECの責に帰さない事由により本サービスが提供されなかった事に起因してお客様に生じた損害

## 13. 損害賠償

お客様は、本サービスに関連してNECの責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実が発生した直接かつ通常の損害に限りNECに請求できるものとします。

この場合、NECの負担する損害賠償の総額は、RAID バッテリー交換オプションパックの代金としてNECがお客様から受領した総合計金額を超えないものとします。

## 14. 準拠法および合意管轄

本書および本サービスに関する準拠法は日本法とし、本書および本サービスに関するお客様とNECとの間の紛争については、訴額のいかんにかかわらず、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

## 15. 本サービスの利用中止

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合、および、NECが本章 11 の規定(11.4を除く)により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合であっても、RAID バッテリー交換オプションパックの代金その他本書に基づきお客様が支払った料金は返金しません。

## 16. 権利義務譲渡の禁止

お客様は、NECの書面による事前の承諾を得ることなく、本条件に基づく権利または義務の全部または一部を、譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

## 17. 本サービス終了後の措置

理由の如何を問わず本サービスが終了または本条件が終了した場合であっても、本章 9、13、14 の規定は、なお効力を有するものとします。

## 18. お客様作業

お客様は、次の各号に定める事項を実施するものとします。

- (1) 寿命通知の監視は、本契約において特に定める場合を除き、NECでは実施致しませんので、お客様にて寿命通知の監視をするものとします。
- (2) NECからお客様へのバッテリー交換のお知らせに関して、申請頂いたお客様の E-mail アドレスへ電子メールを送付する以外の方法での通知は、原則行いません。お客様は当該電子メールを見逃すことのないよう、定期的に受信状況の確認をするものとします。
- (3) 対象製品の使用温度環境が継続的に製品仕様の温度条件を超える場合は、事前に、またはそれが判明した時点で速やかに、NECに通知をするものとします。
- (4) お客様は、NECによる本サービスの提供のために必要な範囲で、対象機器の稼働を停止するものとします。